

令和6年度 中野区介護サービス事業者集団指導

日時 令和7年2月20日（木）14時～16時

場所 中野区役所

● 次第

1 開催にあたって

2 運営指導等に関する説明

介護保険課	介護事業者係
地域包括ケア推進課	介護予防推進係
地域包括ケア推進課	在宅療養推進係（基幹型包括）

● 配布資料（中野区ホームページよりダウンロードしてください。）

- 令和6年度中野区介護サービス事業者集団指導
- 別紙1 中野区介護保険施設等の指導監督基準
- 別紙2 令和6年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針
- 別紙3 契約解除に関する対応の留意点（平成27年版 東京都における介護保険サービスの苦情相談白書の一部抜粋）
- 別紙4 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（一部抜粋）

※ 今回の集団指導は、令和6年度に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（地域包括支援センター）に対して行った運営指導の指導結果に対する周知を目的として例年とは別枠で実施します。

本日は資料目次8～23頁に記載されている

3. 運営指導における主な指摘事項等について

4. 居宅介護支援に係る運営基準減算の考え方に基づく介護予防支援への対応について

5. 介護予防支援の業務の委託について

の各項目について説明を行います。

集合形式として各事業所1名以上の参加をお願いしていますが、後日公開する動画と資料を用いて事業所内で情報を共有し、改めて各事業所内で内部点検を行い、基準に足りていない部分は改善を図るよう努めてください。

介護予防支援を対象とした通常の集団指導は令和6年11月27日に行っていますので、資料目次3～5以外の内容については、別に公開している動画により確認してください。

● 集団指導の開催にあたって

1 目的

集団指導は、介護サービス事業者が介護サービス事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報を伝達することを目的として実施します。お伝えする内容としては、遵守すべき法令の内容、各種サービスの取扱い、介護報酬請求に関する事項、苦情・事故報告への対応等になります。

3年から6年に1回事業所にて実地で実施する運営指導や6年に一度の指定更新申請時の審査と合わせて、国の定める基準に従い、適切なサービスが提供できるように各事業者と区が協力していく取り組みの一つとなります。ご理解の上、ご参加ください。

2 開催方法

集合形式、YouTubeによる録画配信にて開催します。YouTubeでは一定期間公開しますので、期間内に視聴をお願いします。公開期間は3月末を予定しています。録画配信の内容につきましては、以下の各回の集合形式による実施内容の録画となります。

3 対象サービス種別

集団指導の対象サービス種別は、各回以下のとおりです。

① 第1回（11月27日）

居宅介護支援、介護予防支援

※ その他介護支援専門員の在籍する事業所も参加可能です。（看護）小規模多機能型居宅介護）は居宅系サービスに該当するため、所属の介護支援専門員も参加必須としています。

② 第2回（12月26日）

通所系サービス（通所介護、総合事業通所型サービス、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

③ 第3回（1月23日）

訪問系サービス（訪問介護・総合事業訪問型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

④ 第4回（1月30日）

認知症対応型共同生活介護及び（看護）小規模多機能型居宅介護

⑤ 第5回（2月20日）

介護予防支援

4 出席確認

集団指導の参加の出席確認は、集合参加または動画視聴のいずれの参加方法でもケア倶楽部にて配信するアンケートに入力していただく方法となります。動画の視聴期間終了と異なり、2月末でアンケートの入力は締め切らせていただきます。

質問につきましても、アンケートに記入いただき、後日、区HP上で回答させていただきますこととさせていただきます。